

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年9月2日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

兵庫県長期優良住宅認定等台帳システム構築業務

(2) 委託業務の仕様等

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで。

(4) 業務遂行の場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に相当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局物品管理課へ申請し、開札の日時までには物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、受けていない者であること。

(4) 兵庫県又は大阪府内に事業所を有する者であること。県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県又は大阪府内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県又は大阪府内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生

法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県まちづくり部住宅政策課

電話番号 (078)341-7711 内線4639

電子メールアドレス jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp

- (2) 入札参加申込書の提出期限、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和4年9月2日（金）から同月8日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

令和4年9月16日（金） 午前10時 兵庫県庁1号館11階会議室

- (4) 入札書等の提出期限

(3)の入札及び開札の日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和4年9月15日（木）午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額を、令和4年9月15日（木）正午までに納入すること。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を前記2(1)の資格を有することを証明する書類を添付して、令和4年9月8日（木）午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。また、開札日の前日までの間において、契約担当者から提出書類

に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。

イ 入札保証金（入札保証金に変わる担保の提供を含む。）の納入を求められた場合、入札保証金が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合、保険期間が契約締結日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者とする。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。